平成２３年（フ）第４６９号
広島市南区堀越３丁目８番31号
債務者　俵　　京治
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３８号
広島市中区大手町４丁目６番33―601号
債務者　箕牧　克恵
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４１号
広島県東広島市高屋高美が丘１丁目４番８号
債務者　小澤　裕子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４１号
広島市中区田中町６番16―702号
債務者　黒田知歌子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３号
広島県三原市和田３丁目13番20号
債務者　津村　　勝
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
広島県三原市八幡町垣内302番地
債務者　渕上　逸樹
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
愛媛県四国中央市中之庄町306番地　中之庄町団地12番19号
債務者　清水　茂樹
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第５７号
愛媛県新居浜市中村３丁目８番57号、前住所愛媛県新居浜市城下町４番13号
債務者　小野　　實
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第５８号
愛媛県新居浜市中村３丁目８番57号、前住所愛媛県新居浜市城下町４番13号
債務者　小野　五月
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第５９号
愛媛県新居浜市中西町４番47号
債務者　伊東　忠彦
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第６０号
愛媛県西条市丹原町池田1176番地１
債務者　大西眞知子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第６７号
愛媛県新居浜市西の土居町１丁目１番1132号
債務者　金子　貴司
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第７５号
愛媛県西条市明屋敷501番地１　明水荘、前住所愛媛県西条市大町1652番地４
債務者　吉田加壽江
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１９２号
高知市鳥越54番地25　ニューホープハイツⅡ．103
債務者　谷岡　　知
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３３号
高知市横浜新町４丁目2101番地
債務者　小野　朋子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１２号
高知市愛宕町１丁目６番１号　コートクレソン21―803
債務者　平岡　玲菜
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４号
高知県安芸市奈比賀369番地
債務者　佐伯　二平
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
高知県安芸郡奈半利町乙1302番地１
債務者　手嶋　敏雄
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係